

東部海浜エリアにおけるループバス運行と深沼海岸親水イベント実施に伴う プロモーション業務仕様書

1 業務名

東部海浜エリアにおけるループバス運行と深沼海岸親水イベント実施に伴う
プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年9月8日まで

3 目的

東部海浜エリアにおけるループバスの運行（別紙1）及び深沼海岸親水イベント（別紙2）の実施にあたり、その認知や関心を高め、市内外から海浜エリアへの誘客と回遊を促進するための効果的なプロモーションを行う。

4 業務の内容

本市では、仙台市交流人口ビジネス活性化戦略 2024 における重点プロジェクトの一つとして、「歴史」「文化」「自然」「人」など、地域の多種多様な魅力を活かしたブランディングを行い、多様な楽しみ方ができる仙台を演出し、「ずっと居たい、また来たい仙台」を目指す「エリア別ブランディング」を昨年度から実施しており、東部エリアについては、地域の観光事業者とともに、「暮らしに+(プラス) 海の手リゾート宣言」というブランドコンセプトをまとめたところである（概要は別添1参照）。プロモーションの内容検討にあたっては、このブランドコンセプトに留意したものとすること。

(1) ホームページの作成、公開

ホームページの構成は以下のとおり。

- ① ループバスの基礎情報（ルート、バス停、時刻表、運賃など）
- ② 深沼海岸親水イベントの基礎情報。
- ③ 東部海浜エリアの観光の視点での魅力と合わせ、ループバス停留所付近の観光スポット等の紹介のほか、東部海浜エリアらしい要素、ストーリーや食、最新の情報など幅ひろく盛り込むこと。
- ④ 紹介する観光スポット等については、営業時間や交通アクセス等、わかりやすく掲載するとともに、他のネット掲載情報に簡単にアクセスできるよう工夫すること。
- ⑤ 興味関心が喚起でき、来訪や検索のきっかけとなるような内容とすること。
- ⑥ 写真やイラストを多用して内容の充実を図り、旅行意欲を喚起できる工夫をすること。
- ⑦ 掲載するコンテンツについては発注者と協議の上、決定すること。
- ⑧ ALPS 処理水の安全性に関する正しい情報を掲載すること。
- ⑨ 動画

東部海浜エリアの魅力とループバスを利用し体験できることを組み合わせた動画を作成掲載する。

- ・ 原則として約 30 秒のものを 2 本とする。
- ・ 撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ・ 使用する映像は本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等その他適当な理由で撮影が難しい場合は、受託者が所有している映像や借用映像の使用を可とする。借用映像を使用する際の手続きは受託者が行うこと。
- ・ 音楽用素材の使用については、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権などの許諾が必要な場合は、受託者が行うこと。
- ・ 作成するホームページ、またホームページに掲載する各種コンテンツについては、業務終了後にも活用できるよう、データの移行について配慮すること。

(2) WEB・SNS 広告

本業務で作成・公開したホームページや動画、観光関連ページに誘導するためのWEBやSNSを使用した広告を行う。

(3) チラシ作成

ループバスの基礎情報（ルート、バス停、時刻表、運賃など）や、深沼海岸親水イベントの概要、ループバス停留所付近の観光スポット等の紹介のほか、東部海浜エリアらしい要素、ストーリーや食、最新の情報など掲載したチラシを作成する。

- ・ サイズ A4 両面 カラー
- ・ 作成枚数 20,000 枚

(4) メディアを活用したプロモーション

ループバスの基礎情報（ルート、時刻表、運賃など）や、深沼海岸親水イベントの概要、ループバス停留所付近の観光スポット等の紹介のほか、東部海浜エリアらしい要素、ストーリーや食、最新の情報などを発信し、興味・関心を高め誘客・回遊に繋げるため、テレビ、新聞を活用したプロモーションを行う。

(5) OTA（オンライン・トラベル・エージェンシー）を活用した情報発信

個人旅行者へアプローチを目的に、OTAを活用した情報発信を行う。

(6) 業務の目標

本業務に係る目標設定は次の通りとする。

- ① ホームページ作成・公開 一式
- ② 動画作成・公開 2 本以上
- ③ チラシ作成・配布 20,000 枚
- ④ ホームページ ページビュー 100,000 回以上
- ⑤ 動画再生回数 2,000 回以上
- ⑥ メディアプロモーション情報接触者数 1,000,000 人以上

- ⑦ 旅行エージェント連携数（OTA情報発信）2社以上
- ⑧ ループバスの利用者数 5,600人以上

(7) 報告書の提出

実施期間終了後、事業実施報告書を提出すること。

(8) その他

- ① 受託者は掲載する各施設や店舗等から掲載承諾を取ること。
- ② 撮影等に当たっては必要となる各種手続きは受注者の責任のもと適切に行うこと。
- ③ 掲載内容及び写真については、関係箇所に内容を照会し、情報確認を受けること。
- ④ 掲載する写真やイラスト等は、原則として受託者が作成、撮影、収集、保持しているものを使用すること。
- ⑤ 画像については、著作権・肖像権などに留意すること。

5 業務遂行上の留意点

(1) 実施計画書

受注者は、本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。

(2) 届出及び報告

受注者は以下の事由が発生したときは、速やかに発注者に対して届出または報告を行い発注者の指示に従うこと。

- ① 業務履行体制を変更するとき
- ② 業務履行に際して事故が発生したとき
- ③ 発注者から届出または報告が求められたとき

(3) 打ち合わせの実施

受注者は、発注者に対し、業務の進捗状況及び課題について随時報告を行うことともに、業務履行にあたっての調整または確認を行うため適宜打ち合わせを行う。

(4) 環境への配慮

受注者は、業務の履行にあたり「新・仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(5) 第三者への委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により発注者と協議し、承認を得た事項については第三者に委託することができる。

(6) 成果物に関する権利の帰属

- ① 受注者は、成果物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- ② 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更するこ

とができる。

- ③ 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。(想定する内容は、写真の削除・追加、レイアウトの修正、施設・観光情報変更に係る情報の訂正、ページの削除・新規追加など。)
- ④ 発注者又は受注者以外の者が権利を有する著作物等を使用する場合、受注者は、著作権者との間で必要な調整を行い、著作権者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- ⑤ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- ⑥ (6)内の規定は、(5)により第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(7) 業務履行にかかる費用

本業務において取材等に係る交通費等の経費が必要な場合は、受注者において、全ての手続きを行い、その経費を負担すること。

(8) 委託事項の順守・守秘義務

- ① 受注者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- ② 受注者は本履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

8 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。

9 協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度受注者と発注者による協議を行い費用負担も含め決定するものとする。

5 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

別紙 1

東部海浜エリアにおけるループバスの運行概要（予定）

1 事業の名称

東部海浜エリアにおけるループバス運行実証業務

2 実施主体 仙台市

3 実施目的

東日本大震災から 10 年以上が経過し、東部海浜エリアにおいても様々な土地利活用事業が進行し、再び賑わいを取り戻す基盤が整いつつある。一方、公共交通機関は、荒井駅からの震災遺構荒浜小までのバス路線 1 本のみであり、車がないと不便な状況である。

市街地と海浜エリアをつなぎ、海浜エリアの回遊性向上による来訪者を増加させるためには、新たな交通手段が必要であり本事業によってその課題を洗い出し、次年度以降の取り組みに活用する。

4 実施期間

令和 5 年 7 月 17 日（日、海の日）～令和 5 年 8 月 20 日（日）

5 運行ルート

(1) 右回り 荒井駅→農業園芸センター→J R フルーツパーク・荒浜小→深沼海岸→
→海岸公園冒険広場・馬術場→アクアイグニス→かわまちテラス→
→メイプル館→荒井駅

(2) 左回り 荒井駅→メイプル館→かわまちテラス→アクアイグニス→
→海岸公園冒険広場・馬術場→農業園芸センター→
→J R フルーツパーク・荒浜小→深沼海岸→→荒井駅

6 運行時間 9：30～16：30 右・左回り各 8 便

深沼海岸ナイトイベントにあわせ ナイト号を設定 2 本程度

7 運行間隔 右・左回り各 1 時間に 1 便

8 料 金 大人 500 円、小学生以下 250 円（一日乗り放題）

別紙2

深沼海岸親水イベントの概要（予定）

1 事業の名称

「荒浜の夏、ふたたび海へ」 FUKANUMA BEACH PARK2023

2 実施主体

第2回荒浜の夏、ふたたび海へ実行委員会

3 実施目的

荒浜の夏にふたたび海をひらくことで、かつてあった地域の繋がり、文化に寄り添い、改めて、わたしたちの街の人との関わりの中で、かつての賑わい、これからの賑わいを創っていくことを目的とし、親水イベントを実施する。

4 実施期間、時間

令和5年7月22日（土）～令和5年8月6日（日）午前11時から午後4時
※7月22日（土）、29日（土）はナイトイベントのため午後8時まで開催

5 実施場所

深沼海岸周辺ほか

6 実施内容

（1）タープ&パラソル席の設置

砂浜にタープやパラソルを並べ（タープ10張、パラソル10本、椅子各2脚予定）、本を読んだり、コーヒーを飲んだりできる、心地よいBGMが流れる落ち着いた空間を作る。これまでの海水浴にはなかった海辺の過ごし方を提案する。

（2）荒浜の海の体験

波打ち際を歩いたり、プロのカメラマンによる写真撮影などのイベントを実施予定。

（3）多様な楽しみ方の提案

砂浜での読書や音楽鑑賞、キッチンカーによる飲食の販売等を実施。ナイトイベントではキャンドルライトアップ等を実施予定。

7 その他

（1）本イベントでは海水浴は実施しないので、留意すること。

（2）本イベントのホームページを6月に公開予定。なお、昨年度にイベントを実施した際のホームページアドレスは <http://www.arahama-fukanuma.com/>（参考）。